

8930 Vol.87

ヤ ク ザ ゼロ



大切にしたい私たちの県花

🌼 より安全で安心して暮らせる神奈川県をめざして 🌼



暴力団追放「三^ツない運動+1」の推進

暴力団を

- 恐れない
- 金を出さない
- 利用しない
- 協力しない

を実践しましょう



公益財団法人

神奈川県暴力追放推進センター

私は、本年6月30日に、池田前理事長の後任として、神奈川県暴力追放推進センターの理事長に就任いたしました。よろしくお願いします。

県民の皆様には、日頃より当センターの活動につきまして、ご支援とご理解をいただき、有り難うございます。

さて、当センターは、暴力団対策法にもとづき、平成4年に「暴力団による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図り、もっと安全で住みよい地域社会の実現に寄与する」ことを目的として設立され、平成23年4月1日公益財団法人への移行を経て、今年で31年を迎えることになります。

当センターでは、暴力団追放の広報啓発活動をはじめ、暴力団に対する困りごと相談、各事業所の「不当要求防止責任者」に対する講習の実施など、暴力団を根絶するための事業活動を継続的に推進しており、その活動は、警察の取締りや社会全体での暴力団排除活動と相俟って、暴力団組織やその構成員の減少に少なからず貢献していると自負しております。

神奈川県におきましても、本年1月1日現在の暴力団構成員と準構成員の数は、前年を20人下回る1,430人となり、この数は、統計が残る昭和33年以降最も少ない数とうかがっております。

このような暴力団員の減少は、暴力団を取巻く環境が、県民の皆様の暴力団排除意識の高まりや、捜査機関による徹底した取り締まりと、暴力団排除条例の制定、改正などにより、ますます厳しさを増しているということを物語っていると思います。

しかし、一方で、平成27年に分裂した指定暴力団六代目山口組の対立抗争がいまだに続いており、また、海外に拠点を設けて敢行する特殊詐欺事件が頻繁に摘発され、その背後に暴力団組織の介在が伺えるなど、依然として暴力団の存在が県民に脅威を与え続けていることも事実であります。

当センターといたしましては、引き続き手を緩めることなく、暴力団排除に向けた活動を継続していくことが肝要であると考えております。

ところで、当センターは、平成25年に国家公安委員会から「適格都道府県センター」として認定を受けました。これによって、県民が、暴力団に対して事務所使用差止請求の訴訟の提起などを行うに際し、県民が原告となるのではなく、県民の委託によって当センターが原告となることができるようになりました。県民が、暴力団に対して矢面に立つことなく法的手続を行えることは、危険性の高い暴力団事務所の使用差止を請求する周辺住民はもちろんのこと、神奈川県民全体にとっても、安心安全の実現に直結するものであります。

当センターは、県警察や神奈川県、行政機関等の各関係機関をはじめ、県民の皆様との連携をさらに強め、暴力団追放のため、「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団を利用しない」、プラス「暴力団に協力しない」の三ない運動プラスワンの浸透に努め、安全で住みよい神奈川県の実現に寄与して参りたいと思います。

私といたしましても、神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会委員長や、前述の当センターが住民の委託を受けて、六代目山口組弘道会傘下組織に対する事務所使用差止訴訟弁護団長などを務めた経験を生かしつつ、当センターの目的実現に向け、理事長として誠心誠意努めて参りたいと存じておりますので、どうか今後とも当センターへのご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様のご健勝、ご活躍を心から祈念申し上げ、理事長就任のご挨拶とさせていただきます。



第32回 神奈川県暴力追放県民大会開催について

当センターが主催し、神奈川県と神奈川県警察が後援する「第32回神奈川県暴力追放県民大会」を、令和5年9月7日、神奈川県立音楽堂において開催しました。

当県では、毎年県民大会が開催されていますが、新型コロナウイルス感染症防止のため、令和2年度と令和3年度の2回は中止となり、令和4年度は入場制限を実施しましたが、今年度は、入場制限もなく開催となりました。

大会には、横浜地方検察庁の検事正、神奈川県弁護士会の会長、神奈川県公安委員会の委員長をはじめ、多数のご来賓ご臨席のもと、当センター賛助会員、県内の地域や職域の暴排協議会の方々など、約500人の皆様のご参加をいただき、盛大に開催することができました。

第1部では、当センター会長の神奈川県知事と副会長の神奈川県警察本部長の主催者あいさつに続き、暴力団排除活動に尽力された団体及び個人3名への表彰状の授与が行われ、神奈川県弁護士会会長から来賓を代表してのご祝辞をいただいた後、受賞者が代表し、力強い大会宣言で締めくくりました。

第2部は、神奈川県警察音楽隊による演奏が行われて閉会しました。

今後も、警察、弁護士会及び関係機関や団体と連携し、「暴力団が存在しない、明るくすみよい神奈川」を実現することを目的に向けて邁進していきたいと思っております。



黒岩知事のあいさつ



直江警察本部長のあいさつ



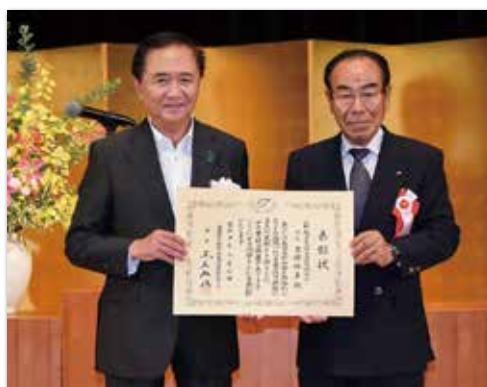
島崎弁護士会会長 来賓祝辞

県民大会暴力追放功労者表彰



副会長 原田 龍次郎 様
横浜水上暴力団排除対策推進協議会

団体功労表彰



会長 古郡 保正 様
大和・綾瀬暴力団追放推進協議会

個人功労表彰



会長 小平 一穂 様
田浦暴力団排除対策推進協議会

個人功労表彰



会長 篠崎 栄治 様
相模原暴力団排除対策推進協議会

個人功労表彰

関東管区内暴力追放功労表彰の受賞者

令和5年度の「関東管区内暴力追放功労者表彰」が行われ、令和5年8月29日付けで関東管区警察局長と関東管区内暴力追放運動推進センター連絡協議会会長の連名表彰状が、次の方々に贈られました。おめでとうございます。



菊池 寛様

海老名暴力団
排除協議会会長



吉川 暢彦様

中原区暴力団排除対策
推進協議会会長

..... 令和5年 センターの主な活動・支援



令和5年度
第1回定例理事会

R5.6



暴力団被害
無料電話・来所相談会
(神奈川県弁護士会・県警察・
暴力追放センター共催)

R5.5



暴力団追放相談委員
委嘱式

R5.4



民事介入
暴力対策研究会

R5.7



リモート形式
「不当要求防止責任者」
講習の開催

R5.8



警察本部長から
前池田理事長へ
感謝状贈呈

R5.7

DVDの貸出し

DVDの貸出し(無料)を行っています。

当センターでは暴排DVDを無料で貸し出しています。暴力団を排除するためお気軽にご活用ください。

職場や地域等の研修会でご利用ください。

お問い合わせ

公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター
045-201-8930(ヤクザゼロ)

No.84



教訓

～ 失敗を乗り越えて ～

- 不当要求防止責任者DVD(36分)
- 兄の会社は暴力団の餌食になり、弟が興した新会社にも反社の影が忍び寄る。暴力団排除に敢然と立ち上がった兄と弟。「もうお前らの好きにはさせん!」

No.85



そのときどうする!?

はじめての不当要求対応 ～ 電話編 ～

- 不当要求の手口と対応シリーズDVD(42分)
 - ・ オールプレイ (42分)
 - ・ オープニング (2分)
- 不当要求への対応
 - ～ 苦情と不当要求の区別(4分)
 - 苦情が不当要求に変わってしまう事例への対応(14分)
 - 不当要求電話への対応(10分)
 - めいわく電話への対応(10分)
 - エンディング(2分)

No.86



そのときどうする!?

はじめての不当要求対応 ～ 面談編 ～

- 不当要求の手口と対応シリーズDVD(38分)
 - ・ オールプレイ (38分)
 - ・ オープニング (3分)
- 事例1
 - 苦情か不当要求か(16分)
 - 誤った対応/解説/正しい対応
- 事例2
 - 反社会的勢力の場合(13分)
 - 誤った対応/解説/正しい対応
 - エンディング(2分)

No.87



不当要求対策 ～ 絶対に負けませんII ～

- 不当要求の手口と対応シリーズDVD(61分)
- 第1話(27分) 企業対象暴力編
第2話(34分) 行政対象暴力編

No.88



不当要求 ～ 敵を知り、己を知らば、 百戦危うからず ～

- 不当要求防止責任者DVD(36分)
- episode 1 事のはじまり
 - とある企業が直面した、不当要求事案の顛末。果たして、何がきっかけで不当要求は発生したのか。
- episode 2 悪化する事態
 - 先方とは長い付き合いで、今後の取引で便宜を図れば丸く収まると思っていたものの、事態は悪化していく。
- episode 3 反撃開始
 - 激しさを増す不当要求。そんな中先方にある疑惑が浮かび上がる。解決への糸口を掴み、反撃の準備がはじまる。
- episode 4 決戦の日
 - ついにその日がやってきた。先方は依然として不当要求を強く求めてくる。断固拒否の姿勢で挑んだその結末は!?

No.89



決定的瞬間! これが不当要求だ!

- 不当要求防止責任者DVD(34分)
- 不当要求の実態に迫るリアル・ドキュメント。防犯カメラや手持ちの記録用カメラが捉えた生々しい映像、そして取材ディレクターによる緊迫の突撃ルポに注目。不当要求の決定的瞬間がここにある...

賛助会員のご紹介

～ここに掲げた企業・団体は、弊センターの賛助会員であり、暴力追放運動に取り組む皆様の応援団です。～

あ 行	(株)アイスコ	か 行	神奈川県軽自動車協会
	(株)アイル		神奈川県農業信用基金協会
	(株)アサンテ		神奈川県行政書士会相模原支部
	あすか創建(株)		神奈川県行政書士会
	(株)アスマイル		(公社) 神奈川県産業資源循環協会
	(一社)厚木市建設業協会		神奈川県遊技場協同組合
	アナザーレーン(株)		川崎市信用保証協会
	アパホテル&リゾート横浜ベイタワー		川崎市管工事業協同組合
	アマノマネジメントサービス(株)		関東開発(株)
	(一社)綾瀬市建設業協会		(株)かんぽ生命保険南関東エリア本部
	荒井商事(株)		(株)かんぽ生命保険横浜支店
	アルファノート(株)		(株)かんぽ生命保険藤沢支店
	(株)穴水ホールディングス		(株)かんぽ生命保険海老名支店
	アマノ(株)		(株)かんぽ生命保険川崎支店
	(株)イグアス		(株)快活フロンティア
	いすゞリーシングサービス(株)		(株)グローバルインフォメーション
	(株)EASEL		(株)クラシアン
	(有)市原グループ		京浜急行電鉄(株)
	(株)インフォマティクス		コネクシオ(株) ドコモショップ相模原店
	(株)エイワ		(株)ゴダイ
	SGSジャパン(株)	さ 行	サンエス技研(株)
	(株)FTIS		(株)サードプラネット
	(株)オキサイド		三共エンジニアリング(株)
	小戸工業(株)		(株)サーティーフォー
	ORTHOREBIRTH(株)		篠竹興業(株)
か 行	神奈川県民共済生活協同組合		新明和工業(株)
	神奈川県内レンタカー暴力団排除連絡協議会		新明和オートエンジニアリング(株)
	神奈川県自動車販売店協会		(株)湘南ゼミナール
	神奈川県信用保証協会		(株)シンクランド
	神奈川相互交易(株)		(株)湘南第一興商
	神奈川県自動車交通共済協同組合		ジャパニアス(株)

さ 行	JFEエンジニアリング(株)ガス事業部導管建設センター	は 行	フォーライフ(株)
	G・Aホールディングス(株)		(株)フォレスト
	(株)JEPLAN		(株)ベンハウス
	(一社)生命保険協会神奈川県協会		(株)ベルク
	世紀東急工業(株)横浜支店	ま 行	(株)丸ハアセット
	(株)成城石井		(株)マイホームワン
	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院		(株)MADO
	相鉄ホールディングス(株)		(株)三菱電機ライフネットワーク
	損害保険料率算出機構 横浜第一自賠責調査事務所		明誠建設(株)
	(株)創和		メトロレミッタンスジャパン(株)
	ソニー・ライフケア(株)		守谷輸送機工業(株)
た 行	(有)高橋商事	や 行	(一社)大和建设業協会
	第一生命保険(株)		(株)ゆうちょ銀行 南関東エリア本部
	中央総業(株)		UR都市機構神奈川県暴力団等排除対策協議会
	東都熱工業(株)		(株)ユーシン
	(株)東京スター銀行		横浜低温流通(株)
	(株)東亜環境コーポレーション		横浜公証人会
	東京ガスエコモ(株)		横浜市信用保証協会
	土志田建設(株)		横浜市鶴見スポーツセンター
	常盤海運(株)		横浜市都筑スポーツセンター
な 行	ナイスコミュニティー(株)		横浜市栄スポーツセンター
	日本郵便輸送(株) 南関東支社		横浜市中スポーツセンター
	日本たばこ産業(株)神奈川支社		横浜市戸塚スポーツセンター
	日総工産(株)		横浜市港南スポーツセンター
	日本KFCホールディングス(株)		横浜市金沢スポーツセンター
	日本インジェクタ(株)		横浜市瀬谷スポーツセンター
	日本元気キャピタル(株)		横浜市磯子スポーツセンター
	(株)NeoCharge		横浜市旭スポーツセンター
は 行	ハーツテクノロジー(株)		横浜市泉スポーツセンター
	(株)葉山産業 葉山パブリックゴルフコース・練習場		横浜市緑スポーツセンター
	東日本旅客鉄道(株) 横浜支社		横浜市平沼記念体育館
	(株)フジタ横浜支店		横浜幸銀信用組合
	(株)フェルディナス	ら 行	(株)リボルナバイオサイエンス

※個人及び掲載希望のない企業等は除いております。



神奈川県暴力追放推進センターの主な活動

- 1 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動
- 2 民間組織が行う暴力追放運動を支援する活動
- 3 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動
- 4 暴力団から少年への働きかけを排除する活動
- 5 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動
- 6 暴力団員を相手とした民事訴訟等の支援活動
- 7 暴力団員の不当な行為による被害者支援活動
- 8 事務所使用等差し止め請求訴訟
- 9 不当要求防止責任者講習の実施

賛助会員の募集

公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターでは、事業の推進を援助していただける個人、法人などの方々を賛助会員として募集しています。

1 入会手続き

- ◎入会のお申し込みは、弊センターのホームページ「賛助会員の募集（入会のお申し込み・賛助会員登録フォーム）」をクリックし、申込書に所定事項を入力して、送信してください。
- ◎入会のお申し込みは、個人、法人及び事業者団体に限らせていただきます。

2 年会費（4月1日から翌年3月31日までの一年間）

- ◎会費は、個人1口5千円、法人及び事業者団体1口2万円です。
- ◎個人、法人及び事業者団体ともに1口以上何口でもご自由です。
- ◎弊センターは、公益財団法人の認定を受けておりますので、税制上の優遇措置が認められます。



会員プレート

もし暴力団から不当な要求があったら

■神奈川県警察本部暴力団対策課

不当要求相談電話 ☎0120-797049
 条例専用電話 ☎0120-110675

■(公財)神奈川県暴力追放推進センター

〒231-8403 横浜市中区海岸通2-4

警察本部庁舎内

☎045-201-8930
 FAX045-663-8930